

平成 21 年 2 月 20 日

裁判員休暇の新設について

足利銀行（頭取 藤沢 智）は、平成 21 年 5 月より開始される裁判員制度に対応するため、就業規則を改定し、裁判員休暇制度を新設いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

当行の従業員が、裁判員として安心して責務を果たす環境を整備するために、本休暇制度を新設するものです。

今後、企業として裁判員制度の円滑な運営に協力し、企業の社会的責任を果たしてまいります。

2. 対象者

パートタイマーを含めた全従業員

3. 付与日数

付与日数に上限は設けず、裁判に参加するために必要な全日数を対象とし、通常の年次有給休暇とは別枠の特別休暇とします。

4. 改定実施日

平成 21 年 4 月 1 日（水）

以上